

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 29 年 4 月 28 日（金）午前 8 時 58 分～午前 9 時 17 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、教育部学校教育担当部長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 平成 29 年第 2 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題 2：第 2 回市議会定例会は 6 月 6 日（火）が招集期日である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	議題 1 平成 29 年第 2 回市議会定例会提出議案について (1) 武蔵村山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例 (協働推進部長説明) 武蔵村山市消費生活センターを設置するに当たり、組織及び運営等を条例で定める必要があるため、本案を提出する。 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づき、消費者の安全の確保のために武蔵村山市消費生活センターを設置する必要があることから、新たに武蔵村山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を制定するものである。 平成 29 年 10 月 1 日から施行する。なお、新規条例のため、例規文書審査会に付議する。 別紙で検討素案として、条例案及び施行規則案を示している。 消費生活センターについては、現在本庁舎 1 階で行っている消費生活相談のほか、緑が丘出張所で分室として計週 4 日消費生活相談を実施することに伴い、消費者安全法施行令に規定する条件を満たすことから、条例を定め、設置するものである。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 武蔵村山市再編交付金事業基金条例を廃止する条例 (企画財務部長説明)

武蔵村山市再編交付金事業基金を廃止する必要があるので、本案を提出する。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成 19 年法律第 67 号）第 6 条に規定する再編交付金を財源とする基金について、平成 28 年度をもって当該基金全額の処分が完了したことから、条例を廃止する。

公布の日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

（企画財務部長説明）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 194 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

武蔵村山市議会議員選挙及び武蔵村山市長選挙において、候補者が選挙運動のために使用する選挙運動用自動車の借入れ、燃料供給、ビラ作成（市長選挙のみ）、ポスター作成に係る公営に要する経費の限度額について、消費税増税を踏まえた引き上げを行うため、条例の一部を改正するものである。

内容については、自動車借入れが現行単価 15,300 円から改正単価 15,800 円に、燃料供給が現行単価 7,350 円から改正単価 7,560 円に、ビラ作成（市長選挙のみ）が現行単価 7 円 30 銭から改正単価 7 円 51 銭に、ポスター作成が現行単価 510 円 48 銭から改正単価 525 円 06 銭、ポスター作成の企画費が現行単価 301,875 円から改正単価 310,500 円に引き上げとなる。

公布の日から施行する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市地域運動場等設置条例の一部を改正する条例

（環境担当部長説明）

神明運動広場を廃止する必要があるので、本案を提出する。

条例別表 2 の「神明運動広場 武蔵村山市神明三丁目 103 番地の 2」を削る。

平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

なお、東京都北多摩北部建設事務所から空堀川拡幅整備工事の着工に伴い土地の返還要請があり、原状復旧後、平成 29 年 8 月末

までに返還するため、廃止するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 平成 29 年度武蔵村山市一般会計補正予算 (第 3 号)

(財政担当部長説明)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。なお、予算見積書については、現在各課に依頼中であり 4 月 28 日を締切としている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長説明)

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

開発行為に伴う道路用地の寄附申出を受け、市道路線として認定するものである。路線名が一般市道 A 第 305 号線、起点及び終点ともに武蔵村山市本町四丁目 24 番地先、幅員が 5.00m、延長が 65.18m である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 温泉施設大規模改修工事の請負契約について

(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年村山町条例第 1 号) 第 2 条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

工事概要は温泉施設大規模改修工事温泉施設 (地下 1 階、地上 1 階建て延床面積 1,959.87 m²) について、ろ過設備、空調換気設備等の更新及び部分改修、屋根及び内外装改修、休憩室の一部を多目的ルームに改修、人工炭酸泉設備の新設に伴う建築・電気設備・機械設備工事一式である。工期限は議決のあった日の翌日から平成 30 年 1 月 31 日までである。

平成 29 年 2 月 8 日及び同年 4 月 12 日に行った本件の入札が不調に終わったことから 6 月 12 日に 3 度目の入札を行うため、第 2 回市議会定例会の最終日に追加議案として提出するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (2) 武蔵村山市立温泉施設の指定管理者の指定の期間の変更について

(協働推進部長説明)

武蔵村山市立温泉施設の指定管理者の指定期間を変更する必要があるので、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市立温泉施設、所在地は武蔵村山市本町五丁目 29 番地の 1、指定管理者の名称は株式会社オーエンス、主たる事務所の所在地は東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号、代表者は代表取締役 大木 一雄である。

指定の期間を「平成 29 年 12 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで」を「平成 30 年 2 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで」に変更する。

本議案は追加予定とし、前の温泉施設改修工事請負契約の説明であったとおり、入札の不調に伴い、工期が平成 30 年 1 月 31 日までとなったことから、指定管理期間を平成 30 年 2 月 1 日からとするものである。温泉施設のリニューアルオープンは平成 30 年 2 月下旬を予定している。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (3) 平成 29 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 4 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。温泉施設改修工事期間の変更に伴い、歳入で指定管理者の納入金や公共施設内駐車場の利用料等、歳出で光熱水費、電話料、警備委託料等を予定している。なお、追加予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (4)～(16) 農業委員会委員の任命について

(企画財務部長説明)

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項により、本案を提出する。

農業委員会の委員が、平成 29 年 7 月 19 日付で任期満了になるの

で、新たな農業委員を任命するものである。農業委員会委員の任期は、平成 29 年 7 月 20 日から平成 32 年 7 月 19 日までである。なお、追加予定である。

今回 13 名の委員を任命する必要があることから、同様の議案を 13 件提出する予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

- (1) 繰越明許費繰越計算書について

(財政担当部長説明)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、報告するものである。

平成 28 年度から平成 29 年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。件数は 4 件である。

(結 論)

報告事項として決定する。

【提出事項】

- (1) 武蔵村山市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

(企画財務部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、提出するものである。

提出書類については、平成 28 事業年度武蔵村山市土地開発公社決算書（事業報告書・財務諸表）及び平成 29 事業年度武蔵村山市土地開発公社予算書である。

(結 論)

提出事項として決定する。

【諮問事項／追加予定】

- (1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(企画財務部長説明)

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、本案を提出する。

人権擁護委員が平成 29 年 12 月 31 日で任期満了となるので、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。人権擁護委員の任期は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までである。なお、追加予定とする。

	<p>市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の 6 か月前とされている。人権擁護委員の加園 多大氏の任期満了によるものである。</p> <p>(結 論)</p> <p>諮問事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 2 回市議会定例会の招集期日について</p> <p>第 2 回市議会定例会の招集期日は、6 月 6 日 (火) である。</p>
--	---

<p>会議録の開示</p> <p>・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 :)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等 :)</p>
-----------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課 (内線 : 374)</p>
--------------	-------------------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)